

教育職員免許状一括申請手続要領

1. 教育職員免許状の申請

教育職員免許状は、教育職員免許法に則り、都道府県の教育委員会に申請することにより授与され、いずれの教育委員会から授与される教育職員免許状も全国共通で使用できます。

申請方法には、一括申請と個人申請の2通りがありますが、一括申請とは、大学が窓口になり、当該年度の教員免許状取得見込者を取りまとめて手続きを行う申請方法のことです。

本学では、駿河台・和泉・中野キャンパス在籍者は東京都教育委員会に、生田キャンパス在籍者は神奈川県教育委員会に申請をしています。

一括申請による教員免許状の申請を行うかどうかはあくまで任意ですが、一括申請を行わなければ、卒業（修了）時に教員免許状を得ることはできません。免許状を所持していないために教員採用の内定が取り消しになることもありますので、出来る限り一括申請の手続きを取るようしてください。

なお、下記のすべての事項に該当する者のみが一括申請の対象となります。

■ 本年度卒業及び修了見込みの者

■ 本年度中に教員免許状申請に必要な所定の科目の単位を修得可能な者

※次の場合は一括申請の対象外となります。

- ① 2021年4月現在において既に免許状取得要件（基礎資格（学士の学位等）及び最低修得単位数）を満たしている場合
- ② 科目等履修生で、今年度、介護等体験の実施や免許法施行規則第66条の6に定める科目のみを履修する場合（旧免許状所持者を除く）
- ③ 先取り履修した単位を、免許の取得要件として使用する場合
- ④ 東京都教育委員会に申請する者で所在地が東京都以外の大学において修得した単位を申請単位として使用する場合（66条の6の科目のみ申請単位として使用する場合は、一括申請の対象となります）
- ⑤ 旧法課程で修得した単位を新法に読み替えて申請に使用する場合

■ 教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号に抵触しない者（下記参照）

第3号 成年被後見人又は被保佐人

第4号 禁錮刑以上の刑に処せられた者

⇒執行猶予付の判決を受けた者で執行猶予中の者も含まれます。

第5号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

⇒公立学校の教員で、懲戒免職処分及び分限免職処分を受けた場合が該当します。

※分限免職：一般職の公務員で勤務実績が良くない場合や、心身の故障のためにその職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合などその職に必要な適格性を欠く場合、職の廃止などにより公務の効率性を保つことを目的としてその職員の意に反して行われる処分のこと。

第6号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取り上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

⇒国立学校、私立学校の教員が公立学校の教員における懲戒免職処分及び分限免職処分に相当する事由により解雇された場合。

⇒免許状を有する者（教育職員以外の者）が法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があって、その情状が重いと認められる場合。

第7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又は、これに加入した者

2. 一括申請の手続きについて

一括申請の手続きは、以下の手続きを遺漏なく行った者に対し，卒業（修了）と同時に免許状が授与されます。

- 一括申請の登録アンケートに回答した者
- 【教育職員免許状授与申請書確認】（例年 10 月中旬～下旬）を行い，関係書類の提出及び申請手数料を納入した者
- 中学校教諭一種免許状取得希望者で，介護等体験証明書（原本）を提出した者
（提出日時については，後日掲示でお知らせします。7 月初旬予定）

3. 書類の提出について（下記該当者のみ） 5 月 28 日（金）まで

- 他大学（明治大学短期大学を含む）で取得した単位を，教育職員免許状申請単位として使用する場合 申請免許教科ごとの「学力に関する証明書」（平成 10 年改正法書式）を各 1 通提出してください。
※ただし，科目等履修生（院生科目等履修生含む）は書式について別途相談してください。
- 転科・転専攻をした方 転科・転専攻前の成績証明書を 1 通提出してください。
- 教員免許状をすでに取得している場合 教員免許状のコピー（両面記載がある場合は両面とも）を各 1 通提出してください。

4. 一括申請アンケート回答上の注意事項

- 申請教科については，各自が取得予定の免許状を種類・教科別にすべて選択してください。一括申請の手続き上，今後の追加は一切できません。なお，現時点で単位が不足し，今年度取得できないことが明らかな教科については選択しないでください。
- すでに教員免許状を所有している場合は，所有している免許状の欄に必ず回答してください。（小学校免許状，2 種免許状所有者も含む）

5. その他

- ・ 教育職員免許法の改正にともない，平成 21 年（2009 年）4 月以降授与される免許状には，所要資格を得てから 10 年の有効期限がつかしました。＝新免許状
- ・ 手続きを完了しても一括申請の申請条件及び申請日程から外れる場合については，申請を取り下げることがあります。（特別試験等）
- ・ 免許状の氏名は JIS コード第 1・第 2 水準の漢字で表示されます。必ずしも戸籍上の漢字と同一ではありません。